

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成25年10月1日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

中澤株式会社

代表取締役 中澤 勇

京都市中京区河原町三条下る二丁目山崎町251番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションビルBAL

京都市中京区河原町三条下る二丁目山崎町251番地

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,461 m²

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となる日

平成25年3月1日

(5) 変更する理由

店舗建て替えのため

3 届出年月日

平成25年9月13日

（産業観光局商工部商業振興課）